

(日経 BP 知財 Awareness / 2012 年 8 月 30 日掲載)

<日中知財有識者対談>

中国の権利侵害、実際にどう対応するか (下)
迅速重視なら証拠を行政機関へ

中国で模倣品が売られるなど特許権や商標権の侵害が発生した場合に、日本企業は実際にどのように行動したらよいか分かりにくい部分が多い。中国の知的財産事情に詳しく、侵害訴訟の現場をよく知る中国と日本の有識者が、権利侵害の具体的な対応策について議論した。

北京林達劉知識産権代理事務所 共同経営者弁護士・弁理士・仲裁人 魏 啓学 氏
三好内外国特許事務所 顧問・弁理士 松永 宣行 氏



松永 相談先の専門家としては、弁護士、特許・実用新案・意匠が扱える専利代理人、商標のみ扱える商標代理人のいずれも対象となるのでしょうか。

魏 中国では弁護士の資格を持っている 22 万人のうち、実際に仕事をしている人は 15 万人と言われています。しかし、知的財産のことが分かる弁護士はあまり多くありません。弁護士事務所に依頼する際は、知財について経験があるか、どれだけ訴訟を担当したかなどを確認した方が良いでしょう。専利代理人も人によって得意分野が違います。大手事務所では特許、実用新案、意匠の各分野で得意な人に分担させているようです。商標代理人は 2001 年以降、資格を得るための試験を廃止しているので、その点は注意が必要です。なお、報酬を得ることや資格の詐称は許されませんが、そもそも何人も代理人になれる点に

も注意が必要です。

松永 代理人費用はどのようにして決めるのでしょうか。

魏 専利代理人については報酬の規定があります。弁護士は、司法部が規定を発表したこともあります。基本的には報酬規定はありません。時間制または1件ごとの請求のほか、あらかじめ総額を約束することもあります。そのほかに手付金を払い、残りは成功報酬として払う契約もあります。

松永 中国の代理人が海外企業に請求する報酬額と国内企業に請求する報酬額の差はどの程度ですか。

魏 一概に言えません。例えば、米国から帰った弁護士が経営する有名な事務所の場合、海外企業は600米ドル/時以上、国内企業は数10～100米ドル/時を請求したと聞きます。

松永 特許庁から拒絶理由通知が来て意見書や補正書を提出する必要が生じたら、その都度、代理人費用の交渉が必要ですか。

魏 基本的に代理人費用はあらかじめ約束します。例えば拒絶理由通知が来たら時間制でいくらとか、拒絶通知1件当たりいくらというように最初に約束します。

松永 「訴訟費用」対「得られる金額」の観点から、現在の弁護士等専門家の手数料は中国企業にとって負担を感じさせない程度ではないかと思うのですが、いかがですか？

魏 海外企業に比べて低いようです。ただ海外企業も中国市場で事業展開をするなら、最初に費用がかかっても訴訟に踏み切る価値はあると思います。



北京林達劉知識産権代理事務所
共同経営者弁護士・弁理士・仲裁人
魏 啓学 氏



三好内外国特許事務所
顧問・弁理士
松永 宣行 氏

松永 裁判になった際に、技術的判断に影響する報告書を作成する司法鑑定人を選任するときに重視すべきことは何でしょうか。

魏 対象とする技術分野において権威があり、裁判所に認められた鑑定機関である必要があります。ただし、当事者はお互いにそのような鑑定機関及び鑑定人を選び、自分達に有利となる報告書を出すことになり、必要な場合、裁判所もまた自らのために鑑定人を指定して報告書を出させますので、最後は裁判官の判断になります。

松永 証拠を裁判所に持っていく場合と行政機関に持っていく場合で違いがありますか。

魏 一見して分かるような明らかな侵害の場合や損害賠償を求めず早く販売停止を請求したい場合は、行政機関に証拠を持っていった方が良いでしょう。その際は公証人の認証は必ずしも必要ありません。逆に侵害の当否が分かりにくかったり、損害賠償を同時に求めたりする場合は裁判所に証拠を持っていくべきです。そのときは公証人の認証がないと証拠として認めてくれません。

松永 最後に、行政機関には、法律的な専門知識を持っている人はどのぐらいいるのでしょうか。

魏 例えば、工商行政管理局の模倣対策の担当官は中国全体で約 8000 人います。商標侵害や不正競争なら各地方の工商行政管理機関に、特許（日本の特、実、意匠）の侵害なら各地方の知的財産権機関に、著作権の侵害なら各地方の著作権（版權とも言う）管理機関に摘発を請求すれば良いのです。人数の統計は発表されていません。